



山形県公報

平成17年5月13日(金)
第1641号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                            |                     |
|----------------------------|---------------------|
| 徴税吏員証及び県税犯則事件調査吏員証の無効..... | (税 政 課) ...511      |
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....     | (健康福祉企画課) ...512    |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....  | ( 同 ) ... 同         |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....     | ( 同 ) ... 同         |
| 生活保護法による指定介護機関の休止の届出.....  | ( 同 ) ...513        |
| 指定居宅サービス事業者の指定.....        | (置賜総合支庁福祉課) ... 同   |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....        | (村山総合支庁農村計画課) ... 同 |
| 土地改良区の役員の就任の届出.....        | ( 同 ) ...514        |
| 土地改良区の定款変更の認可.....         | ( 同 ) ... 同         |
| 県営土地改良事業計画の変更.....         | ( 同 ) ...515        |
| 土地改良事業の計画変更の適当の決定.....     | (置賜総合支庁農村計画課) ... 同 |
| 県営土地改良事業計画の変更.....         | (庄内総合支庁農村計画課) ... 同 |
| 民有保安林の指定.....              | (森 林 課) ...516      |

### 公安委員会関係

#### 規 則

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 質屋営業法施行細則等の一部を改正する規則..... | 同   |
| 山形県道路交通規則の一部を改正する規則.....  | 535 |

### 人事委員会関係

#### 告 示

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 平成17年度山形県職員採用上級試験の実施..... | 536 |
| 平成17年度山形県警察官採用試験の実施.....  | 539 |

### 公 告

|                         |                      |
|-------------------------|----------------------|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... | (村山総合支庁企画振興課) ...542 |
| 同.....                  | ( 同 ) ... 同          |

### 正 誤

## 告 示

山形県告示第445号

次の徴税吏員証及び県税犯則事件調査吏員証は、無効である。

平成17年5月13日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 徴税吏員証

- (1) 番号 第3563号  
 (2) 交付年月日 平成12年4月1日  
 (3) 所属 置賜総合支庁総務企画部西置賜税務課  
 (4) 氏名 大沼 昇

## 2 県税犯則事件調査吏員証

- (1) 番号 第1031号  
 (2) 交付年月日 平成12年4月3日  
 (3) 所属 置賜総合支庁総務企画部西置賜税務課  
 (4) 氏名 大沼 昇

## 山形県告示第446号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成17年5月13日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称  | 指定医療機関の所在地 | 指定年月日    |
|------------|------------|----------|
| おんみょうじ歯科医院 | 新庄市本町4番43号 | 平成17.4.1 |

## 山形県告示第447号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成17年5月13日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地 | 廃止年月日     |
|-----------|------------|-----------|
| 隠明寺歯科医院   | 新庄市本町4番41号 | 平成17.3.31 |

## 山形県告示第448号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成17年5月13日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称               | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地            | 指定年月日    |
|-------------------------|---------------|-----------------------|----------|
| あすなる在宅介護サービスセンター        | 居宅介護支援        | 米沢市大字館山字西台811番地の2     | 平成17.4.1 |
| グループホームひめさゆり荘           | 痴呆対応型共同生活介護   | 西置賜郡飯豊町大字添川3514番地82   | 同        |
| アースサポート株式会社山形在宅サービスセンター | 福祉用具貸与居宅介護支援  | 山形市八日町一丁目2番2号         | 同 4.6    |
| アインクサービス大石              | 福祉用具貸与        | 最上郡最上町大字向町558番地の1     | 同        |
| グループホーム燦燦とざわ            | 痴呆対応型共同生活介護   | 同 戸沢村大字津谷字鞭打野2096番地の1 | 同 4.11   |

|            |      |               |   |      |
|------------|------|---------------|---|------|
| スマイルデイサービス | 通所介護 | 南陽市櫛塚1180番地の2 | 同 | 4.13 |
| ツクイ江俣      | 同    | 山形市江俣四丁目6番15号 | 同 | 4.18 |

## 山形県告示第449号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成17年5月13日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定介護機関の名称        | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地          | 休止年月日    |
|------------------|---------------|---------------------|----------|
| 株式会社コムスン米沢ケアセンター | 居宅介護支援        | 米沢市金池六丁目3番9号        | 平成15.9.1 |
| 小国町立病院           | 同             | 西置賜郡小国町大字あけぼの一丁目1番地 | 平成17.4.1 |

## 山形県告示第450号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成17年5月13日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地      | 事業所の名称及び所在地                 | 居宅サービスの種類 | 指定年月日     |
|--------------------------|-----------------------------|-----------|-----------|
| 株式会社サン十字<br>米沢市大町四丁目6番6号 | デイサービス「言葉の泉」<br>米沢市中田町751-1 | 通所介護      | 平成17.4.27 |

## 山形県告示第451号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、荒谷土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成17年5月13日

山形県知事 齋藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名     | 住所           |
|----------|--------|--------------|
| 理事       | 武田 昭 信 | 天童市荒谷90      |
| 同        | 武田 巖   | 同 荒谷1-6      |
| 同        | 村形 忠 悦 | 同 荒谷7835     |
| 同        | 村形 徳 雄 | 同 荒谷7818     |
| 同        | 佐藤 正 男 | 同 荒谷166      |
| 同        | 黒沼 広 政 | 同 荒谷1973-466 |
| 同        | 村形 仁 秀 | 同 荒谷160      |

|     |         |   |           |
|-----|---------|---|-----------|
| 同   | 武 田 泰 治 | 同 | 荒谷64      |
| 同   | 武 田 仁   | 同 | 荒谷16 - 10 |
| 監 事 | 佐 藤 勲   | 同 | 荒谷70      |
| 同   | 村 形 政 信 | 同 | 荒谷7934    |
| 同   | 武 田 安 雄 | 同 | 荒谷161     |

## 山形県告示第452号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、荒谷土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成17年5月13日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所             |
|----------|-----------|-----------------|
| 理 事      | 武 田 安 雄   | 同 荒谷161         |
| 同        | 村 形 辰 一   | 同 荒谷7941        |
| 同        | 武 田 泰 治   | 同 荒谷64          |
| 同        | 村 形 俊 昭   | 同 荒谷7914        |
| 同        | 武 田 衛     | 同 荒谷69 - 1      |
| 同        | 鈴 木 准 一   | 同 荒谷176         |
| 同        | 村 形 静 雄   | 同 荒谷7978        |
| 同        | 武 田 仁     | 同 荒谷16 - 10     |
| 同        | 武 田 茂     | 同 荒谷 3          |
| 監 事      | 藤 山 潤     | 同 荒谷88          |
| 同        | 武 田 忠 一 郎 | 同 荒谷1973 - 1130 |
| 同        | 今 田 勝 雄   | 同 荒谷154 - 1     |

## 山形県告示第453号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成17年5月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
玉虫土地改良区
- 2 事務所の所在地  
東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地
- 3 認可年月日  
平成17年4月27日

## 山形県告示第454号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営土地改良（大江北部地区一般農道整備事業（過疎基幹））事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年5月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良（大江北部地区一般農道整備事業（過疎基幹））  
事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
大江町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成17年5月20日から同年6月17日まで
- 4 その他  
この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第455号

飯豊町から土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により協議のあった土地改良事業計画の変更について、同条第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成17年4月28日その協議を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年5月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業変更計画書の写し（上代地区）
- 2 縦覧に供する場所  
飯豊町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成17年5月17日から同年6月14日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第456号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営添津地区土地改良（県営土地改良総合整備）事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年5月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営添津地区土地改良（県営土地改良総合整備）事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
立川町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成17年5月18日から同年6月15日まで

4 その他

この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第457号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成17年 5月13日

山形県知事 齋 藤 弘

1 指定に係る保安林の所在場所

飽海郡八幡町下青沢字高森71、73 - 1、73 - 2、75、79 - 3、94 - 3、94 - 4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び八幡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公安委員会関係

規 則

質屋営業法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 5月13日

山形県公安委員会  
委員長 吉 田 美 智 子

山形県公安委員会規則第6号

質屋営業法施行細則等の一部を改正する規則

(質屋営業法施行細則の一部改正)

第1条 質屋営業法施行細則（昭和37年10月県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式第13号及び第14号を次のように改める。

様式第13号

|                                          |                     |
|------------------------------------------|---------------------|
|                                          | 山形公委 第 号の2<br>年 月 日 |
| 住所                                       |                     |
| 様                                        |                     |
|                                          | 山形県公安委員会印           |
| 不 許 可 通 知 書                              |                     |
| 年 月 日付け許可申請のあつた質屋営業については、次の理由により許可できません。 |                     |

|             |  |
|-------------|--|
| 不 許 可 の 理 由 |  |
|-------------|--|

この処分不服があるときは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます（訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第14号

|                                                            |                   |
|------------------------------------------------------------|-------------------|
| 住所                                                         | 山形公委 第 号<br>年 月 日 |
| 様                                                          | 山形県公安委員会印         |
| 行 政 処 分 通 知 書                                              |                   |
| 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第25条の規定に基づき、次のとおり許可を取り消します（営業の停止を命じます）。 |                   |
| 許 可 証 の 番 号<br>及 び 交 付 年 月 日                               |                   |
| 営 業 所 の 名 称<br>及 び 所 在 地                                   |                   |
| 処 分                                                        |                   |
| 処 分 の 事 由                                                  |                   |

この処分の取消しの訴えは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。

(集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例施行規則(昭和44年2月県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号から第5号までを次のように改める。

様式第3号

上記申請は、別紙のとおり条件を付けて許可します。

年 月 日

山形県公安委員会印



この処分に不服があるときは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 点線内は、道路交通法の規定による許可を必要とするときの警察署長の許可記載欄とする。

様式第4号

年 月 日

様

山形県公安委員会印

不 許 可 処 分 通 知 書

年 月 日付けで申請のあつた別紙の(集会、集団行進、集団示威運動)は、公共の安寧を保持するうに直接危険を及ぼすと明らかに認められるから、集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例(昭和25年県条例第29号)第3条第1項の規定により許可できません。

この処分に不服があるときは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなく



なります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 「別紙」には、許可申請内容のうち、日時、場所、名称その他必要な事項を記載するものとする。

様式第5号

|                                                                                                                                                                                                                                                                              |           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                              | 年 月 日     |
| 様                                                                                                                                                                                                                                                                            | 山形県公安委員会印 |
| 許可取消し(許可条件変更)通知書                                                                                                                                                                                                                                                             |           |
| (許可取消しの場合)                                                                                                                                                                                                                                                                   |           |
| 年 月 日付けで許可した別紙の(集会、集団行進、集団示威運動)は、集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例(昭和25年県条例第29号)第3条第3項の規定により取り消します。                                                                                                                                                                                      |           |
| (許可条件変更の場合)                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |
| 年 月 日付けで許可した別紙の(集会、集団行進、集団示威運動)の許可条件を集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例(昭和25年県条例第29号)第3条第3項の規定により、次のとおり変更します。                                                                                                                                                                             |           |
| 記                                                                                                                                                                                                                                                                            |           |
| この処分に不服があるときは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。                                                                                                                      |           |
| また、この処分の取消しの訴えは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。 |           |

備考 「別紙」には、許可申請内容のうち、日時、場所、名称その他必要な事項を記載するものとする。

(警備業法施行細則の一部改正)

第3条 警備業法施行細則(昭和47年11月県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号及び第3号を次のように改める。

様式第2号

|       |           |
|-------|-----------|
|       | 記 番 号     |
|       | 年 月 日     |
| 受理番号  |           |
| 様     | 山形県公安委員会印 |
| 指 示 書 |           |

あなたの警備営業に対し、警備業法第14条の規定により、次のように指示します。

## 記

## 1 指示内容

## 2 事 由

この処分に不服があるときは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申立に対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号

記 番 号  
年 月 日

受理番号

様

山形県公安委員会印

営 業 停 止 ( 廃 止 ) 命 令 書

あなたの警備営業に対し、警備業法第15条第 項の規定により、次のとおり営業の

全部の停止  
一部の停止  
廃 止

を命じます。

## 記

## 1 処分の内容

## 2 処分の事由

- 1 この処分(警備業法第15条第2項第2号に該当する者に対する同項の規定による処分に限る。)に不服があるときは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関する規則の一部改正)

第4条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関する規則(昭和60年3月県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第3条関係)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| <p>様</p> <p style="margin-top: 20px;">不 許 可 ( 不 認 定 ) 通 知 書</p> <p style="margin-top: 20px;">年 月 日 付 け で 申 請 が あ つ た 風 俗 営 業 に つ い て は 、 次 の 理 由 に よ り 許 可 ( 認 定 ) で き ま せ ン 。</p> <p style="margin-top: 20px;">1 営 業 所 の 所 在 地</p> <p style="margin-top: 40px;">2 営 業 所 の 名 称</p> <p style="margin-top: 40px;">3 不 許 可 ( 不 認 定 ) の 理 由</p> | <p>山形公委 第 号</p> <p>年 月 日</p> <p style="margin-top: 20px;">山形県公安委員会印</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|

この処分不服があるときは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第4号及び第5号を次のように改める。

様式第4号(第3条関係)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 山形公委 第 号<br>年 月 日    |
| 様                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 山形県公安委員会印            |
| 不 承 認 通 知 書                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                      |
| 年 月 日付けで承認申請のあつた<br>相続<br>風俗営業の 合併による風俗営業者の地位の承継<br>分割による風俗営業者の地位の承継<br>営業所の構造又は設備(遊技機を含む。)の変更                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | については、次の理由により承認できません |
| ん。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                      |
| 1 営業所の所在地<br>2 営業所の名称<br>3 不承認の理由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                      |
| <p>この処分不服があるときは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> |                      |

様式第5号(第4条関係)

山形公委 第 号  
年 月 日

様

山形県公安委員会印

指 示 書

あなたの営む 営業に関し、下記の者が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、同法に基づく施行条例に違反しましたので、同法第 条に基づき速やかに次の処置を行うよう指示します。

|                   |    |                             |           |
|-------------------|----|-----------------------------|-----------|
| 営業所の名称<br>又は営業の呼称 |    |                             |           |
| 営業所又は<br>事務所の所在地  |    |                             |           |
| 違反法条              | 1  | 風俗営業等の規制及び業務<br>の適正化等に関する法律 | 第 条第 項第 号 |
|                   | 2  | 同上法律施行条例                    | 第 条第 項第 号 |
| 違反者               | 氏名 |                             |           |
|                   | 住所 |                             |           |
| 処置すべき事項<br>及び期間   |    |                             |           |

この処分に不服があるときは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第9号及び第10号を次のように改める。

## 様式第9号 (第6条関係)

山形公委 第 号  
年 月 日

様

山形県公安委員会印

## 措 置 命 令 書

あなたの営む映像送信型性風俗特殊営業に関し、次の者が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に違反しましたので、同法第31条の 第 項第 号の規定により、速やかに次の措置をとることを命じます。

|                              |                                    |  |
|------------------------------|------------------------------------|--|
| 営 業 の 呼 称                    |                                    |  |
| 事 務 所 の 所 在 地                |                                    |  |
| 違 反 法 条                      | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第31条の8 第 項 |  |
| 違 反 者                        | 氏 名                                |  |
|                              | 住 所                                |  |
| 措 置 を と る べ き 事 項<br>及 び 期 間 |                                    |  |

この処分に不服があるときは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第10号(第7条関係)

山形公委 第 号  
年 月 日

様

山形県公安委員会印

## 報 告 (資 料) 提 出 要 求 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第37条の規定に基づきあなたの営む  
営業の業務に関する下記の内容の報告資料の提出を求めます。

|               |       |  |
|---------------|-------|--|
| 営 業 所         | 名 称   |  |
|               | 所 在 地 |  |
| 営 業 種 別       |       |  |
| 要 求 報 告 の 内 容 |       |  |
| 要 求 資 料 名     |       |  |

この処分に不服があるときは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第14号を次のように改める。

## 様式第14号（第10条関係）

山形公委 第 号  
年 月 日

様

山形県公安委員会印

## 行政処分通知書

あなたの営業に対し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 条第 項第 号の規定により次のように命じます。

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| 処 分 内 容                       |  |
| 営業停止（禁止）<br>の期間又は許可<br>を取り消す日 |  |
| 営 業 種 別                       |  |
| 許 可 番 号                       |  |
| 営業所の名称又は<br>営業の呼称             |  |
| 営業所又は事務所の<br>所在地              |  |
| 処 分 の 理 由                     |  |

この処分の取消しの訴えは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます（訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。

（銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する規則の一部改正）

第5条 銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する規則（平成4年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第15号から第20号までを次のように改める。



様式第15号 (第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

山形県公安委員会印

不 許 可 等 通 知 書

|          |                      |                 |                      |        |
|----------|----------------------|-----------------|----------------------|--------|
| 年 月 日付けの | 許可<br>受検<br>指定<br>認定 | 申請については、次の理由により | 許可<br>受検<br>指定<br>認定 | できません。 |
|----------|----------------------|-----------------|----------------------|--------|

記

理 由

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます（訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。）ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第16号 (第5条関係)

|                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| 提 出 命 令 書 控         |                       |
| 所<br>持<br>者         | 本 籍                   |
|                     | 住 所                   |
|                     | 職 業<br>氏 名<br>生 年 月 日 |
| 提出命令に係る物件の種類、特徴及び数量 |                       |
| 提出命令年月日             |                       |
| 執行者所属、階級、氏名         |                       |
| 提出命令の理由             |                       |
| 処 理 の 結 果           |                       |

..... 印 ..... 切 取 線 ..... 印 .....

提 出 命 令 書  
年 月 日  
様

山形県公安委員会 (法第25条第1項の規定による提出命令にあっては、警察署長) 印  
執行者所属  
階級  
氏名

銃砲刀剣類所持等取締法第 条 第 項の規定により、次の物件の提出を命じます。

|                    |                       |
|--------------------|-----------------------|
| 所<br>持<br>者        | 本 籍                   |
|                    | 住 所                   |
|                    | 職 業<br>氏 名<br>生 年 月 日 |
| 提出を命ずる物件の種類、特徴及び数量 |                       |

この処分不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安委員会に対して異議申立て (法第25条第1項の規定による提出命令にあっては審査請求) をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると異議申立て及び審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます (訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の異議申立て又は審査請求をした場合には、異議申立てに対する決定又は審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第17号 (第5条関係)

第 年 月 日 号

提出者

住 所  
氏 名

様

山形県公安委員会 (法第24条の2  
第8項の規定による廃棄処分にあ  
っては、警察署長) 印

廃 棄 処 分 通 知 書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条 第 項の規定により、 年 月 日  
た次の物件は、同法第 条 第 項の規定により、 年 月 日廃棄しました。

記

|                                      |           |             |
|--------------------------------------|-----------|-------------|
| 提<br>出<br>(<br>廃<br>棄<br>)<br>物<br>件 | 区 分       | 銃 砲 ・ 刀 剣 類 |
|                                      | 種 別 (型 式) |             |
|                                      | 数 量       |             |
| 備 考                                  |           |             |

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安委員会に対して異議申立て (法第25条第1項の規定による提出命令にあっては審査請求) をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立て及び審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます (訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の異議申立て又は審査請求をした場合には、異議申立てに対する決定又は審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第18号 (第5条関係)

|                           |                           |
|---------------------------|---------------------------|
| 住 所<br><br>様              | 第 年 月 日<br><br>山形県公安委員会 印 |
| 猟 銃 等 保 管 設 備 等 改 善 命 令 書 |                           |

銃砲刀剣類所持等取締法第 条 第 項の規定により、次の事項について 年 月 日までに改善するよう命じます。

|                                             |  |
|---------------------------------------------|--|
| 改 善 を 要 す る<br>場 所 及 び 箇 所                  |  |
| 改 善 を 要 す る<br>設 備                          |  |
| 改 善 を 要 す る<br>保 管 方 法 又 は<br>危 害 予 防 の 方 法 |  |

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第19号(第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

山形県公安委員会 印

## 銃 砲 保 管 状 況 報 告 要 求 書

銃砲刀剣類所持等取締法第10条の6第1項の規定により、次のとおり銃砲保管状況の報告を求めます。

## 記

## 報告すべき事項

別添 銃砲保管状況報告書に必要事項を記入の上、住所地为管轄する警察署に提出してください。  
(添付の書式によること。)

## 報 告 期 限

年 月 日

この処分不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

別添

山形県公安委員会殿

年 月 日

住 所  
氏 名

印

銃 砲 保 管 状 況 報 告 書

年 月 日で報告を求められた銃砲の保管状況は、次のとおりです。

記

| 銃 砲 の 種 別             | ライフル銃<br>丁                                          | 散弾銃<br>丁                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 空気銃<br>丁 | その他の銃砲( )<br>丁 |    |   |    |   |    |   |    |   |
|-----------------------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------------|----|---|----|---|----|---|----|---|
| 許 可 番 号               |                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |          |                |    |   |    |   |    |   |    |   |
| 銃 砲 保 管 設 備 の 設 置 場 所 | 1 自宅( 独立家屋 アパート等)<br>2 寮 3 下宿 4 会社等<br>5 その他(具体的に ) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |          |                |    |   |    |   |    |   |    |   |
| 保 管 設 備 の 概 要         | 1 金属製ガンロッカー 2 木製ガンロッカー<br>3 その他(具体的に )              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |          |                |    |   |    |   |    |   |    |   |
| 火 類                   | 保 管 区 分                                             | 1 銃と別の部屋 2 銃と同じ部屋                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |          |                |    |   |    |   |    |   |    |   |
|                       | 保 管 設 備                                             | 1 金属製装弾ロッカー 2 木製保管庫<br>3 金庫 4 その他( )                                                                                                                                                                                                                                                                                             |          |                |    |   |    |   |    |   |    |   |
|                       | 保 管 実 包 等                                           | 1 なし 2 あり <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">実包</td> <td>個</td> <td>空包</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">雷管</td> <td>個</td> <td>火薬</td> <td>g</td> </tr> </table> |          |                | 実包 | 個 | 空包 | 個 | 雷管 | 個 | 火薬 | g |
| 実包                    | 個                                                   | 空包                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 個        |                |    |   |    |   |    |   |    |   |
| 雷管                    | 個                                                   | 火薬                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | g        |                |    |   |    |   |    |   |    |   |

- 備考 1 記入項目以外は、該当数字を丸で囲むこと。  
 2 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。



様式第20号 (第5条関係)

|                                              |                           |
|----------------------------------------------|---------------------------|
| 住 所<br><br>様                                 | 第 年 月 日<br><br>山形県公安委員会 印 |
| 指 示 書<br>銃砲刀剣類所持等取締法第10条の9の規定により、次の措置を指示します。 |                           |

|               |     |                        |
|---------------|-----|------------------------|
| 違 反 者         | 住 所 |                        |
|               | 氏 名 |                        |
| 違 反 法 条       | 1   | 銃砲刀剣類所持等取締法 第 条 第 項第 号 |
|               | 2   | 火薬類取締法 第 条 第 項第 号      |
| 措 置 す べ き 期 限 |     |                        |
| 措 置 す べ き 事 項 |     |                        |

この処分不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第23号及び第24号を次のように改める。

## 様式第23号 (第5条関係)

第 年 月 日 号

提出者

様

警察署長 印

## 銃 砲 刀 剣 類 等 不 返 還 通 知 書

銃砲刀剣類所持等取締法第24条の2第2項の規定により一時保管しました次の物件は、同条第7項の規定により返還できません。

## 記

## 1 提出者

(1) 住所

(2) 氏名

( 年 月 日生)

(3) 職業

## 2 提出物件

(1) 提出月日 年 月 日

(2) 種類

(3) 数量

(4) 特徴

この処分不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。



様式第24号 (第5条関係)

第 年 月 日 号

様

山形県公安委員会 印

報 告 要 求 書

銃砲刀剣類所持等取締法第27条の2第1項の規定により、次の事項について 月 日まで報告を求めます。

記

|               |  |
|---------------|--|
| 報 告 す べ き 事 項 |  |
|---------------|--|

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 5月13日

山 形 県 公 安 委 員 会  
委 員 長 吉 田 美 智 子

山形県公安委員会規則第7号

山形県道路交通規則の一部を改正する規則

山形県道路交通規則(昭和49年2月県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

|            |                                           |   |
|------------|-------------------------------------------|---|
| 主要地方道天童大江線 | 天童市大字貫津字和合2520番から寒河江市本町二丁目106番 1 まで       | を |
| 一般県道大森中野線  | 山形市大字十文字字大原892番 2 から山形市大字漆山字伊達城4323番 1 まで |   |

|                |                                           |       |
|----------------|-------------------------------------------|-------|
| 主要地方道山形山寺線     | 山形市浜崎 8 番から山形市浜崎11番 1 まで                  | に改める。 |
| 主要地方道天童大江線     | 天童市大字貫津字和合2520番から寒河江市本町二丁目106番 1 まで       |       |
| 一般県道北山形停車場大野目線 | 山形市浜崎86番 4 から山形市浜崎 8 番まで                  |       |
| 一般県道大森中野線      | 山形市大字十文字字大原892番 2 から山形市大字漆山字伊達城4323番 1 まで |       |
| 市道浜田青柳線        | 山形市浜崎86番 1 から山形市平久保13番まで                  |       |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**人事委員会関係**

告 示

山形県人事委員会告示第 3 号

平成17年度山形県職員採用試験を次のとおり実施する。

平成17年 5月13日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委員 長 古 澤 茂 堂

- 1 試験の名称  
平成17年度山形県職員採用上級試験
- 2 試験区分及び採用予定人員  
行政約40名、警察行政若干名、土木約 5 名、建築若干名、化学若干名、一般農業若干名、農業土木若干名、林業若干名、電気若干名、機械若干名、少年補導専門官若干名
- 3 試験の程度  
大学卒業程度
- 4 対象となる職  
行政職給料表の職務の級 2 級の職又はこれに相当する職
- 5 給 与  
この試験に合格し採用された者が「山形県職員等の給与に関する条例」の適用を受ける場合の給料は原則として次表のとおりである。このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。  
なお、公営企業の管理者が定める職に採用された場合もこれとほぼ同額の給料及び諸手当が支給される。

| 適 用 給 料 表   | 給 料 表     |
|-------------|-----------|
| 行 政 職 給 料 表 | 2 級 2 号 給 |

- 6 受験資格  
次のいずれかに該当する者。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法第16条の規定に該当する者は受験できない。

- (1) 昭和51年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者
- (2) 昭和59年4月2日以降に生まれた者で次に掲げる者  
学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成18年3月までに卒業見込みの者  
人事委員会が に掲げる者と同等の資格があると認める者

#### 7 第1次試験

- (1) 試験種目  
教養試験(多枝選択式)、専門試験(多枝選択式)  
専門試験の出題分野は、別表1のとおりである。
- (2) 試験の実施日  
平成17年6月26日(日)
- (3) 試験地  
山形市
- (4) 第1次試験合格者発表  
平成17年7月7日(木)(予定)に山形県庁屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。  
なお、合格者には書面で通知する。

#### 8 第2次試験

- (1) 試験種目  
総合試験(記述式)、人物試験及び身体測定。ただし、身体測定は少年補導専門官についてのみ実施する。  
身体測定の基準は、別表2のとおりである。
- (2) 試験の実施日(予定)  
平成17年7月15日(金)並びに7月25日(月)から7月29日(金)まで、8月1日(月)及び8月2日(火)のうち指  
定する1日
- (3) 試験地  
山形市

#### 9 最終合格者発表

平成17年8月下旬に、山形県庁屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。  
なお、合格者には書面で通知する。

#### 10 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者はそれぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に得点順に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

#### 11 受験手続

- (1) 受験申込書の交付  
受験申込書は、山形県人事委員会事務局、山形県東京事務所、山形県大阪事務所、山形県名古屋事務所、各  
総合支庁総務企画部総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課において交付する。  
また、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。  
なお、郵便で受験申込書の請求を行う場合は、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形2号)を必  
ず同封すること。
- (2) 受験の申込み  
受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、80円切手をはったあて先明記の受験票送付用封筒(長形3号  
封筒)を添付し、山形県人事委員会事務局(山形市松波二丁目8番1号 郵便番号 990-8570)に郵送するか又  
は直接持参すること。  
なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に「 受験」( は試験区分名。)と朱書するとともに、配  
達記録郵便又は簡易書留等の確実な方法によること。
- (3) 受験申込期間  
平成17年5月20日(金)から6月6日(月)まで(持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午  
後5時まで。)  
なお、郵送による申込みは、平成17年6月6日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。

#### 12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、山形県人事委員会事務局に行うこと。
- (2) 受験に関する問い合わせを郵便で行う場合には、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封するこ

と。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表1

## 専門試験出題分野一覧表

| 試験      | 試験区分                                                | 出題分野                                                                          | 出題形式  |
|---------|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 第1次     | 行政                                                  | 政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学                                | 多枝選択式 |
|         | 警察行政                                                | 政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学                                |       |
|         | 土木                                                  | 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工                                        |       |
|         | 建築                                                  | 数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工                              |       |
|         | 化学                                                  | 数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学、無機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学                                  |       |
|         | 一般農業                                                | 栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、食品化学、食品貯蔵加工学、家政学一般、農村計画 |       |
|         | 農業土木                                                | 数学、応用力学、水理学、測量、土壤物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構、材料・施工、農業機械、農学一般                       |       |
|         | 林業                                                  | 林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学                                                 |       |
|         | 電気                                                  | 数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学                                   |       |
|         | 機械                                                  | 数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学、機械設計、機械材料、機械工作                                  |       |
| 少年補導専門官 | 社会福祉概論(社会保障を含む。) 社会学概論、社会心理学、一般心理学、教育心理学、応用心理学、社会調査 |                                                                               |       |

別表2

## 身体測定基準(少年補導専門官のみ)

| 項目  | 基準                                     |
|-----|----------------------------------------|
| 視力  | 裸眼又は矯正視力が両眼で0.8以上、かつ一眼でそれぞれ0.5以上であること。 |
| 聴力  | 正常であること。                               |
| 色覚  | 正常であること。                               |
| その他 | 職務遂行に支障のないこと。                          |

## 山形県人事委員会告示第4号

平成17年度山形県警察官採用試験を次のとおり実施する。

平成17年5月13日

山形県人事委員会  
委員長 古澤茂堂

## 1 試験の名称

平成17年度山形県警察官採用試験

## 2 試験区分及び採用予定人員

警察官A(男性)約45名、警察官A(女性)若干名、警察官A(武道指導・柔道)若干名、警察官A(武道指導・剣道)若干名、警察官B(男性)約15名、警察官B(女性)若干名

## 3 試験の程度

警察官A(男性)、警察官A(女性)、警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道)は大学卒業程度、警察官B(男性)及び警察官B(女性)は高等学校卒業程度

## 4 対象となる職

公安職給料表の職務の級1級の職

## 5 給与

この試験に合格し採用された者は「山形県職員等の給与に関する条例」の適用を受け、その場合の給料は原則として警察官A(男性)、警察官A(女性)、警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道)は、公安職給料表1級7号給で、警察官B(男性)及び警察官B(女性)は、公安職給料表1級2号給であり、このほか同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。

## 6 受験資格

この試験の受験資格は、別表1のとおりである。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法第16条の規定に該当する者は、受験できない。

## 7 第1次試験

## (1) 試験種目

教養試験(多枝選択式)、身体測定1、体力検査1、実技試験(警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道)のみ。)

身体測定1の基準は、別表2のとおりである。

## (2) 試験の実施日

警察官A(男性)及び警察官A(女性)は平成17年7月10日(日)、警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道)は平成17年7月10日(日)及び11日(月)、警察官B(男性)及び警察官B(女性)は平成17年9月18日(日)

## (3) 試験地

警察官A(男性)、警察官A(女性)、警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道)は山形市、鶴岡市及び酒田市。ただし、警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道)の第2日目は天童市。警察官B(男性)及び警察官B(女性)は山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び新庄市。

## (4) 第1次試験合格者発表

警察官A(男性)、警察官A(女性)、警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道)については平成17年7月21日(木)(予定)に、警察官B(男性)及び警察官B(女性)については、平成17年10月6日(木)(予定)に、山形県庁及び県内各警察署に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

## 8 第2次試験

## (1) 試験種目

作文試験、人物試験1、人物試験2、体力検査2、身体検査、身体測定2

身体測定2の基準は、別表3のとおりである。

## (2) 試験の実施日(予定)

警察官A(男性)、警察官A(女性)、警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道)については、平成17年7月31日(日)及び8月上旬から中旬までの指定する1日、警察官B(男性)及び警察官B(女性)については、平成17年10月23日(日)及び11月上旬の指定する1日

## (3) 試験地

## 山形市

## 9 最終合格者発表

警察官A（男性）、警察官A（女性）、警察官A（武道指導・柔道）及び警察官A（武道指導・剣道）については、平成17年8月下旬に、警察官B（男性）及び警察官B（女性）については、平成17年11月下旬に、山形県庁及び県内各警察署に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

## 10 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に得点順に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

## 11 受験手続

## (1) 受験申込書の交付

受験申込書は、山形県人事委員会事務局、山形県警察本部警務課、県内各警察署、山形県東京事務所、山形県大阪事務所、山形県名古屋事務所、各総合支庁総務企画部総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課において交付する。

また、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

なお、受験申込書の請求を郵便で行う場合は、封筒の表に、例えば「警察官A請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を必ず同封して、山形県警察本部警務課（山形市松波二丁目8番1号 郵便番号990-8577）あて請求すること。

## (2) 受験の申込み

ア 受験申込書に所要事項を記入し、山形県警察本部警務課に持参により提出するか、郵送により提出すること。なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に、例えば「警察官A（男性）受験」等と朱書きするとともに、配達記録郵便又は簡易書留等の確実な方法によること。

イ 受験申込書を提出するときは、80円切手をはったあて先明記の受験票送付用封筒（長形3号封筒）を添付し、角形2号封筒に折らないで入れること。

## (3) 受験申込期間

警察官A（男性）、警察官A（女性）、警察官A（武道指導・柔道）及び警察官A（武道指導・剣道）については、平成17年6月3日（金）から6月24日（金）まで、警察官B（男性）及び警察官B（女性）については、平成17年8月5日（金）から8月26日（金）まで（持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで。）。)

なお、郵送による申込みは、警察官A（男性）、警察官A（女性）、警察官A（武道指導・柔道）及び警察官A（武道指導・剣道）については、平成17年6月24日（金）まで、警察官B（男性）及び警察官B（女性）については、平成17年8月26日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## 12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、山形県人事委員会事務局、山形県警察本部警務課、県内各警察署、交番又は駐在所に行くこと。

(2) その他受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合は、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表1

| 試験区分     | 受 験 資 格                                                                                                                                     |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警察官A（男性） | 昭和51年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた男性。ただし、次のいずれかに該当する者に限る。<br>(1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成18年3月までに卒業見込みの者<br>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者 |

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警察官 A (女性)      | 昭和51年 4月 2日から昭和63年 4月 1日までに生まれた女性。ただし、次のいずれかに該当する者に限る。<br>(1) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成18年 3月までに卒業見込みの者<br>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者                                                                                                                                           |
| 警察官 A (武道指導・柔道) | 昭和51年 4月 2日から昭和63年 4月 1日までに生まれた男性。ただし、次の(1)又は(2)に該当する者で、(3)及び(4)の要件をすべて満たす者に限る。<br>(1) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成18年 3月までに卒業見込みの者<br>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者<br>(3) 柔道の段位が 3段以上の者又は平成18年 3月までに 3段を取得する見込みの者<br>(4) 全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会において優秀な成績をあげた者 |
| 警察官 A (武道指導・剣道) | 昭和51年 4月 2日から昭和63年 4月 1日までに生まれた男性。ただし、次の(1)又は(1)に該当する者で、(3)及び(4)の要件をすべて満たす者に限る。<br>(1) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成18年 3月までに卒業見込みの者<br>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者<br>(3) 剣道の段位が 3段以上の者又は平成18年 3月までに 3段を取得する見込みの者<br>(4) 全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会において優秀な成績をあげた者 |
| 警察官 B (男性)      | 昭和51年 4月 2日から昭和63年 4月 1日までに生まれた男性。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。<br>(1) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成18年 3月までに卒業見込みの者<br>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者                                                                                                                                           |
| 警察官 B (女性)      | 昭和51年 4月 2日から昭和63年 4月 1日までに生まれた女性。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。<br>(1) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成18年 3月までに卒業見込みの者<br>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者                                                                                                                                           |

別表 2

| 試験区分                                                          | 項目  | 基準                 |
|---------------------------------------------------------------|-----|--------------------|
| 警察官 A (男性)<br>警察官 A (武道指導・柔道)<br>警察官 A (武道指導・剣道) 及び警察官 B (男性) | 身長  | 160センチメートル以上であること。 |
|                                                               | 体重  | 47キログラム以上であること。    |
|                                                               | 胸囲  | 78センチメートル以上であること。  |
|                                                               | その他 | 職務遂行に支障のないこと。      |
| 警察官 A (女性)<br>及び警察官 B (女性)                                    | 身長  | 155センチメートル以上であること。 |
|                                                               | 体重  | 43キログラム以上であること。    |
|                                                               | その他 | 職務遂行に支障のないこと。      |

別表3

| 試験区分 | 項目 | 基準                                     |
|------|----|----------------------------------------|
| 全区分  | 視力 | 裸眼又は矯正視力が両眼で0.8以上、かつ一眼でそれぞれ0.5以上であること。 |
|      | 聴力 | 正常であること。                               |
|      | 色覚 | 正常であること。                               |

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成17年5月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成17年4月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 ちゅうたい会
  - (2) 代表者の氏名  
高橋 ひろみ
  - (3) 主たる事務所の所在地  
天童市東芳賀三丁目10番5号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、高齢社会を迎えるにあたって、高齢者や障害者が尊厳を保ち、健康で生きがいを持ち安心して自立した生活を送ることができるよう、調査、研究、提言を行うと共に、福祉サービスに関する事業を行い、もってより良い社会の形成を目指すことを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成17年5月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成17年4月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 すみれ会
  - (2) 代表者の氏名  
戸内 美子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形市上町五丁目7番8号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民が、出あい、ふれあい、わかちあい共に支え合いながら、高齢になっても、安心して



暮らせるまちづくりを目指して、福祉サービスや生涯学習に関する事業を行い、人の輪、ふれあいの輪、お隣さんの輪を広げ、福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 正 誤

| 発行年月日      | 県 公 報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤                                   | 正             |
|------------|--------------|-----|-------|-------------------------------------|---------------|
| 平成17. 3.25 | 第1629号       | 280 | 下から12 | 伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 | 森林は、次のとおりとする。 |

平成17年5月13日印刷  
平成17年5月13日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056